

基幹統計調査の承認の状況

(令和 5 年 10 月分)

令和 5 年 11 月 29 日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
薬事工業生産動態統計調査	厚生労働大臣	<p>以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 集計事項の注釈の変更 令和 3 年度税制改正を契機として、セルフメディケーション税制対象医薬品に係る注釈を修正(令和 4 年分結果公表から)</p> <p>② 調査系統の変更 オンライン回答率の向上に伴う、紙の調査票の配布・回収業務の縮小を踏まえ、従来民間事業者に委託するものとして調査計画に記載していた当該業務を厚生労働省が直接実施している実態に合わせ修正(令和 5 年 10 月分調査から)</p> <p>(注) 本調査はオンライン回収が約 98% を占める。</p> <p>③ 公表方法の変更 インターネットと印刷物により行っていた月報の公表について、印刷物の作成を取りやめ(令和 5 年 7 月分結果公表から)</p>	R5.10.2
海面漁業生産統計調査	農林水産大臣	<p>令和 6 年以降に実施する調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 報告者数の変更 母集団情報の更新に伴う変更</p> <p>② 公表方法の変更 インターネットと印刷物により行っていた公表について、印刷物の作成を取りやめ</p> <p>③ 調査計画における記載の詳細化、調査票の体裁の修正等</p>	R5.10.2

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
内航船舶輸送統計調査	国土交通大臣	<p>以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>○ 調査方法の変更 政府統計共同利用システムによる報告を追加するとともに、FAXによる回収を原則廃止</p> <p>(注) 各調査の変更時期は、以下のとおり。 (内航船舶輸送統計調査) 月次調査：令和5年10月分調査から 年次調査：令和5年分調査から (鉄道車両等生産動態統計調査) 月次調査：令和6年1月分調査から 四半期調査：令和5年度第4四半期分調査から (造船造機統計調査) 造船調査：令和6年1月分調査から 造機調査：令和6年第1四半期分調査から</p>	R5.10.12
鉄道車両等生産動態統計調査			
造船造機統計調査			

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。